

介護職員等特定処遇改善加算「見える化要件」について

加算の取得状況 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

○資質の向上

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

○労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入

○その他

- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減